

## 宿泊税

税務・市財務局から 2019年1月1日から料金改定のお知らせ

## 宿泊税 - これは何で何のためですか?

宿泊税は宿泊施設に私用のために有料で宿泊する際宿泊 客に賦課されています。

宿泊税は飼犬税や別荘税などと同様同市固有の公課です。 公課としているわけは「特殊費用」に賦課されるから、すな わち基本生活必需用途を超えた対象への所得処分に当た るからです。

法源はザクセン州首都ドレスデン市における宿泊税徴収に 関する規定(2015年5月7日制定)です。

宿泊税も含む諸税は特定目的のために徴収されておらず、一般的に都市財政の歳入を賄うためです。ドレスデン市の財政で賄われる最も重要な市町村連合の歳出は、社会保障関連および学校や幼稚園など教育施設の建設やメンテナンスに充当され、この財源で文化施設やスポーツ施設も市の財政で賄われています。

## 課税対象者は誰ですか?

宿泊税を支払う義務があるのはホテル、ゲストハウス、ペンションや旅館、休暇滞在施設または類似の宿泊施設ならびにキャンプ場にがある方は原則的に、ドレスデンに<u>私用</u>で宿泊するすべての方です。但し、例外的い免税資格(下記参照)が無い限りとします。トレーラーハウス場での宿泊は区画割りされた衛生施設が提供されている限り、納税義務があります。

## 宿泊税率はどれほどでいつ支払うのですか?

宿泊税は個々の宿泊施設での宿泊日ごとに支払われる料金(付加価値税込みにより異なります。複数の人員が一部屋の価格を(一括で)支払う場合、一人ずつこの宿泊代を人数分で除した金額が算定基準になります。

宿泊税は、一泊料金の6%で、端数はユーロセントに四捨五入。

例えば、朝食抜きで一泊64,95ユーロの一人部屋に五泊するとします。一泊料金の6%なので(64,95ユーロ x 6 / 100) 3,897ユーロになります。セントに四捨五入するのでこの宿泊税は一泊3,89ユーロになります。この例では合計税額は19,45ユーロ(泊 x 3,89ユーロ)になます。

宿泊税は遅くとも宿泊施設の最後の滞在日、通常の場合チェックアウトするまでに宿泊所でお支払頂きます。

### 重要:

宿泊施設の経営者は宿泊税を回収する法的義務を負っていることを何卒ご理解頂きたく存じます。宿主によって不当な負担を課されたと感じる場合もあるかもしれまえんが、まずは宿泊税をお支払頂き、後日、州都ドレスデン市の税務・

市財務局に対して還付請求を行ってください。本局の連絡 先はこの案内書の裏面に記載されています。

### 免税措置はあるのでしょうか?

### 課税対象外:

- 業務上の宿泊または職業訓練や職業上の継続トレー ニングを理由として必要な宿泊
- 未成年者
- 身体障害者のうち障害重度80以上が記された対応する 障害者手帳を持つ方、ならびに、
- 重度障害者のうち障害者手帳に障害程度80以上であって重度標識「B」が記載されている方と一名の付添人。

#### 重要:

免税措置を利用して宿泊税を徴収しない場合は宿泊先の経営者があなたの氏名、住所、生年月日、チェックイン日とチェックアウト日を記入してあなたご本人の署名を頂くことを<u>義務づけられている</u>ことをご了承ください。但しこの条件は成人が同伴せずに宿泊する18歳未満の未成年者にのみ適用されます。

宿泊客は宿泊が職業上の必要性であることまたは宿泊施設に対して免税資格をどのようにして証明できますか?

被雇用者および職業上の訓練または継続トレーニングを受けている人員:

このカテゴリーの人員の場合は雇用者または訓練機関による簡単な証明書で十分です。この証明書は明示的に<u>職業上の</u>宿泊が必要であることまたは<u>職業的</u>訓練やトレーニングに関わることを記載し、少なくとも以下の項目を記載してあることが必要です:

- 雇用主または訓練機関の名称および住所、および、
- 宿泊者の氏名および生年月日、および、
- 宿泊日数。

## 自営業者/自由業の場合:

独立した自由業や自営業者の場合、宿泊が職業上の必要によるものであることは当局規定の様式に自分で記入して証明することができます(同様式の見本はザクセン州首都ドレスデン市のウェブサイトに掲載されています)。

### 児童または18歳未満の宿泊客:

この場合は両親または同行者が記入して内容を確認すれば済む住民票記載の年齢呈示で十分です。重要なことは、要請を受けた場合には成人の連絡先(両親)を指定可能なことです。この方は免税対象の宿泊者が宿泊期間において未成年であったことを確認できることが必要です。

### 重度障害者/付添人:

この場合は対応する障害者手帳の呈示で十分です。

## 免税対象となるための証明書が不正であった場合どうなりますか?

宿泊者または雇用主/(公務員の場合)勤務先当局が宿泊が職業上/トレーニングや訓練のために必要であったことを証明書で確認します。不正な証明書であった場合は前記の者が未払税の納付義務を負います。内容が不正な証明書の発行は公共秩序違反としてまたは犯罪として処罰される場合があります。

# 宿泊客として自分は宿泊理由についての情報を表明する義務があるのでしょうか?

宿泊客には旅行の理由を表明する義務は全くありません。 宿泊客が宿泊の職業上の必要性を表明し証明書を提出し ないことを選んだ場合は宿泊税は徴収され、支払わなけれ ばなりません。

## 宿泊客は宿泊の職業上の必要性を事後的に提出し、宿泊 税の還付を受けることができますか?

宿泊について宿泊客が職業上や訓練・トレーニングの理由 証明書を提出しなかったために、宿泊税がすでに支払われ た場合、ザクセン州首都ドレスデン市の税務・市財務局に対 して対応する証明書類(請求書の写しおよび雇用主か訓練 機関の証明書)を提出して納付済み宿泊税の還付を申請す ることができます。

# ドレスデンの宿泊税についてさらに詳しい情報はどこで入手できますか?

ウェブサイト:

www.dresden.de/anliegen キーワード: 宿泊税

メールアドレス:

steuer-stadtkassenamt@dresden.de

訪問の場合の現地住所:

Dr.-Külz-Ring 19 執務室:4 / 206 と 207 01067 Dresden

電話番号: (03 51) 4 88 27 19 FAX: (03 51) 4 88 28 98

郵送住所:

Landeshauptstadt Dresden Steuer- und Stadtkassenamt Abteilung Aufwandsteuer Sachgebiet Beherbergungssteuer Postfach 12 00 20 01001 Dresden

業務時間:

月曜日: 9~12時 火曜日: 9~18時 木曜日: 9~18時 金曜日: 9~12時 刊記

発行人 ザクセン州都ドレスデン市

税務•市財務局

電話 (03 51) 4 88 24 96 FAX (03 51) 4 88 28 98

Eメール steuer-stadtkassenamt@dresden.de

報道•渉外部局

電話 (03 51) 4 88 23 90 FAX (03 51) 4 88 22 38 Eメール presse@dresden.de

Postfach 12 00 20 01001 Dresden www.dresden.de

当局代表番号115までお気軽にお問い合わせください

改訂版2018年12月

暗号化された電子文書へのアクセスはできません。証明済み電子署名が付された電子文書はwww.dresden.de/kontaktからご提出ください。この案内書は州都ドレスデンの公共関連業務部の職権の下に置かれています。本書を選挙活動に使用することはできません。政党は党員への通知目的では使用することができます。